

○大竹市訪問型サービスC事業実施要綱

平成31年3月5日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大竹市告示第7号。以下「実施要綱」という。）第4条第1号ア（エ）に規定する訪問型サービスCの事業（以下「事業」という。）の実施に関し、実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施方法)

第2条 事業の実施主体は市とし、事業の実施にあたっては、事業を適切に実施できると市長が認める事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(事業の内容等)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業開始時の機能評価
- (2) 運動器機能若しくは口腔機能の向上又は栄養改善のための実践プログラム
- (3) 介護予防に関する基礎知識を学ぶ講習
- (4) 事業終了時の機能評価

2 事業は、大竹市内で実施する。

3 第1項第2号に規定する各実践プログラム（以下「プログラム」という。）を同日に複数提供した場合は、基本となるプログラム以外のプログラムを加算として取り扱うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、実施要綱第6条に規定する第1号事業の対象者のうち、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものとする。

2 実施要綱第4条第1項第1号ア（ア）に規定する訪問型サービス（従前相当）、同号イ（ア）に規定する通所型サービス（従前相当）又は同号イ（イ）に規定する通所型サービスAを利用している者は、自立支援に資すると判断した場合に限り、事業を利用することができる。

(事業の利用期間、回数及び1回当たりの時間)

第5条 プログラムの利用期間、回数及び1回当たりの時間は、次の表のとおりとする。

事業	利用期間	回数	1回当たりの時間
運動器機能向上プログラム	おおむね3か月	12回（週1回）	30分又は60分
口腔機能向上プログラム	おおむね3か月	7回（2週1回）	30分
栄養改善プログラム	おおむね3か月	7回（2週1回）	30分又は60分

2 前項に規定する利用期間は、プログラムを利用する者（以下「利用者」という。）の介護予防ケアマネジメントの達成状況等に応じて、それぞれ6か月を限度として延長することができるものとする。この場合において、延長した事業の利用期間に応じて、回数を決定する。

3 プログラムを連続して提供できる期間は9か月とする。

4 プログラムの終了後、引き続き同一のプログラムを提供するときは、3か月以上の期間を開けなければならない。

（利用料等）

第6条 利用者は、別に定める利用料を事業者に支払うものとする。

2 利用者は、事業者が必要と認めたときは、原材料費、交通費等の実費を事業者に支払うものとする。

（利用の中止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が要介護認定を受け、介護給付の利用を開始したとき。

(3) 市長が利用者の事業の利用が適当でないと認めたとき。

（衛生管理等）

第8条 事業者は、事業を実施する際に、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、事業に従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

（秘密保持等）

第9条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはならないものとする。

2 事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。